船舶事故調査報告書

令和７年１０月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　伊　藤　裕　康（部会長）
委　　員　　上　野　道　雄
委　　員　　高　橋　明　子

事故種類	衝突
発生日時	令和６年１２月１１日　０９時２７分頃
発生場所	岩手県大船渡市珊瑚（さんご）島北北西方沖 大船渡港珊瑚島北灯台から真方位３３６°３８０ｍ付近 （概位　北緯３９°０２．５′　東経１４１°４３．６′）
事故の概要	漁船第八隆盛（りゅうせい）丸は、南進中、また、漁船大吉（だいきち）丸は、船首を西方に向けた状態で漂泊中、両船が衝突した。 第八隆盛丸は、球状船首に擦過傷等を生じ、また、大吉丸は、右舷中央部及び左舷中央部外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和６年１２月１６日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 なお、後日、１人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	Ａ　漁船　第八隆盛丸、１９トン ＩＴ２－５０５５（漁船登録番号）、個人所有 ２８．７５ｍ×４．６９ｍ×１．７１ｍ、ＦＲＰ ディーゼル機関、７５９．００kW、平成２６年６月１２日 第２９０－６３６７８号（船舶検査済票の番号） Ｂ　漁船　大吉丸、０．９トン ＩＴ３－４７２４２（漁船登録番号）、個人所有 ６．３０ｍ（Lr）×１．９７ｍ×０．７７ｍ、ＦＲＰ ガソリン機関、２９．４０kW、平成２３年１０月５日 第２１０－５８３８３号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ　６２歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和６２年４月２４日 免許証交付日　令和３年１０月２５日 （令和９年４月２３日まで有効） Ｂ　船長Ｂ　６４歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５９年１１月２日 免許証交付日　令和６年２月２６日

	（令和１１年１１月１日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	Ａ　球状船首に擦過傷及び塗膜剝離 Ｂ　右舷中央部及び左舷中央部外板に亀裂等、巻上げ機の脱落、船外機の濡損（全損）
気象・海象	気象：天気　晴れ、風　ほとんどなし、視界　良好 海象：海上　平穏
事故の経過	Ａ船は、船長Ａほか４人が乗り組み、令和６年１２月１０日１６時頃に大船渡市綾里（りょうり）漁港を出港し、岩手県釜石市東方沖の漁場でいわし漁を行い、１１日００時３５分頃に漁獲物の水揚げのために大船渡漁港の魚市場前の岸壁に着岸した後、水揚げを終え、０９時２３分頃に同岸壁を離岸し、綾里漁港に帰航することとした。 船長Ａは、事故発生場所付近の海域には慣れていて、ふだん操業を行っている他船を見掛けたことがなかったので、針路を南に向けて出発する際、船首方と２台のレーダー画面（０．２５海里（Ｍ）レンジ、０．７５Ｍレンジ）を一見したのみで前路に他船はいないと思った。 Ａ船は、船長Ａが操舵室左舷側の椅子に腰を掛けて操船に当たり、約７～８ノットの対地速力で、自動操舵により南進した。 船長Ａは、ふだんから操業している他船を見掛けることが多い珊瑚島の西側海域で操業中の数隻の小型漁船を目視で認め、同船の動きに注意を向けながら同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、０９時２７分頃何かに衝突したような衝撃を受けた。 船長Ａは、Ａ船を反転させて周囲の状況を確認したところ、Ｂ船と衝突したことを知った。 Ａ船の乗組員は、海上に浮いていたＢ船の乗船者を見付けて救命浮環を投げ入れるなどの救助活動を行ったが、船上に引き揚げられずにいた。Ｂ船の乗船者は、その後、本事故の発生に気付いて駆けつけた小型作業船に救助された。 Ａ船は、Ｂ船の乗船者の救助後に自力で帰港した。 船長Ａは、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡した。 Ｂ船は、船長Ｂほか１人（以下「乗組員Ｂ」という。）が乗り組み、たこかご漁の目的で、０９時過ぎに大船渡漁港を出航し、珊瑚島北北西方沖の漁場に向かった。 船長Ｂは、漁場に到着した後、左舷中央部付近に立って、南北方向に設置していたたこかごの北端の目印であるボンデンを引き揚げる作業を開始し、船首を西方に向けた状態で漂泊しながら揚かご作業中、背後から他船のエンジン音が聞こえた。 船長Ｂは、振り返って右舷方を見たところ、Ｂ船に向かってくる他船を認め、船体の形状などから顔見知りの船長Ａが乗るＡ船と分か

	り、所用でＡ船がＢ船に横着けしたことがあったので、揚かご作業を一旦中断し、今回も何か用事でもあるのかと思いながらＡ船の動静を見ていたが、Ａ船の進路に変化がないので、大きく手を振るなどした。 船長Ｂは、その後もＡ船が減速しないまま接近し続けてきたので、このままでは衝突すると思い、衝突する直前に乗組員Ｂと共に船首方から海に飛び込み、その直後にＢ船はＡ船と衝突した。 船長Ｂ及び乗組員Ｂは、本事故後に反転してきたＡ船が投げ入れた救命浮環に掴(つか)まって左舷側に引き寄せられ、Ａ船から下ろされた梯子(はしご)を登ろうとしたが、衣服が濡れた状態で乗組員Ｂが足を掛けられず船上に上がれなかったので、２人で泳いで岸に向かい始めたところ、本事故の発生に気付いて駆けつけた小型作業船に救助された。 Ｂ船は、その後、同じく救助に駆けつけた僚船によって、大船渡漁港にえい航されて陸揚げされ、後日、解撤処理となった。 （付図１　事故発生経過概略図、写真１　Ａ船の損傷状況、写真２　Ｂ船の損傷状況　参照）
その他の事項	Ａ船の乗組員４人は、本事故当時、前部甲板上で網の修理や魚倉内で清掃作業を行っていて、Ｂ船には気付かなかった。 Ｂ船には、汽笛がなく、船長Ｂが着用していた救命胴衣には笛が付いていたが、携帯式エアホーン等のより効果が期待できる手段はなかった。 乗組員Ｂは、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	Ａ　あり、Ｂ　あり
船体・機関等の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
気象・海象等の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
判明した事項の解析	Ａ船は、珊瑚島北北西方沖を南進中、船長Ａが、前路に他船はいないと思い込み、同島の西側海域で操業中の小型漁船の動きに注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、Ｂ船の存在に気付かないまま、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 船長Ａは、事故発生場所付近で漂泊して操業を行っている他船を見掛けたことがなく、また、慣れた海域での油断もあったことから、船首方とレーダー画面を一見したのみで、前路に他船はいないと思い込んだものと考えられる。 船長Ａは、前路に他船はいないと思い込んでいたこと、また、珊瑚島の西側海域で操業中の小型漁船の動静に注意を払っていたことから、船首方の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。 Ｂ船は、珊瑚島北北西方沖で船首を西方に向けて漂泊中、船長Ｂが、右舷方から接近するＡ船を認めた際、Ａ船がＢ船に用事があると思い込み、Ａ船に対する避航動作を行わなかったことから、Ａ船と衝

	突したものと考えられる。
原因	本事故は、珊瑚島北北西方沖において、Ａ船が南進中、Ｂ船が漂泊中、船長Ａが、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、Ｂ船の存在に気付かず、また、船長Ｂが、Ａ船がＢ船に用事があると思い込み、Ａ船に対する避航動作を行わなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型漁船の船長は、ふだん操業している他船を見掛けたことがない場所であっても、他船がいないものと思い込まず、レーダー画面を注意深く確認するとともに、目視でも常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・小型漁船の船長は、船舶事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。 ・小型漁船の船長は、操業中に自船に接近する他船を認めた場合、予断を持たずに、汽笛を鳴らしたり、有効な音響による信号を行ったりするなど注意喚起を行うとともに、必要に応じて船体を移動させるなど、早めに衝突を避けるための措置を採ること。 ・汽笛を備えていない小型漁船の船長は、適切な時機に有効な音響による信号で注意喚起を行うことができるよう、携帯式エアホーン等を備えておくことが望ましい。

付図１　事故発生経過概略図

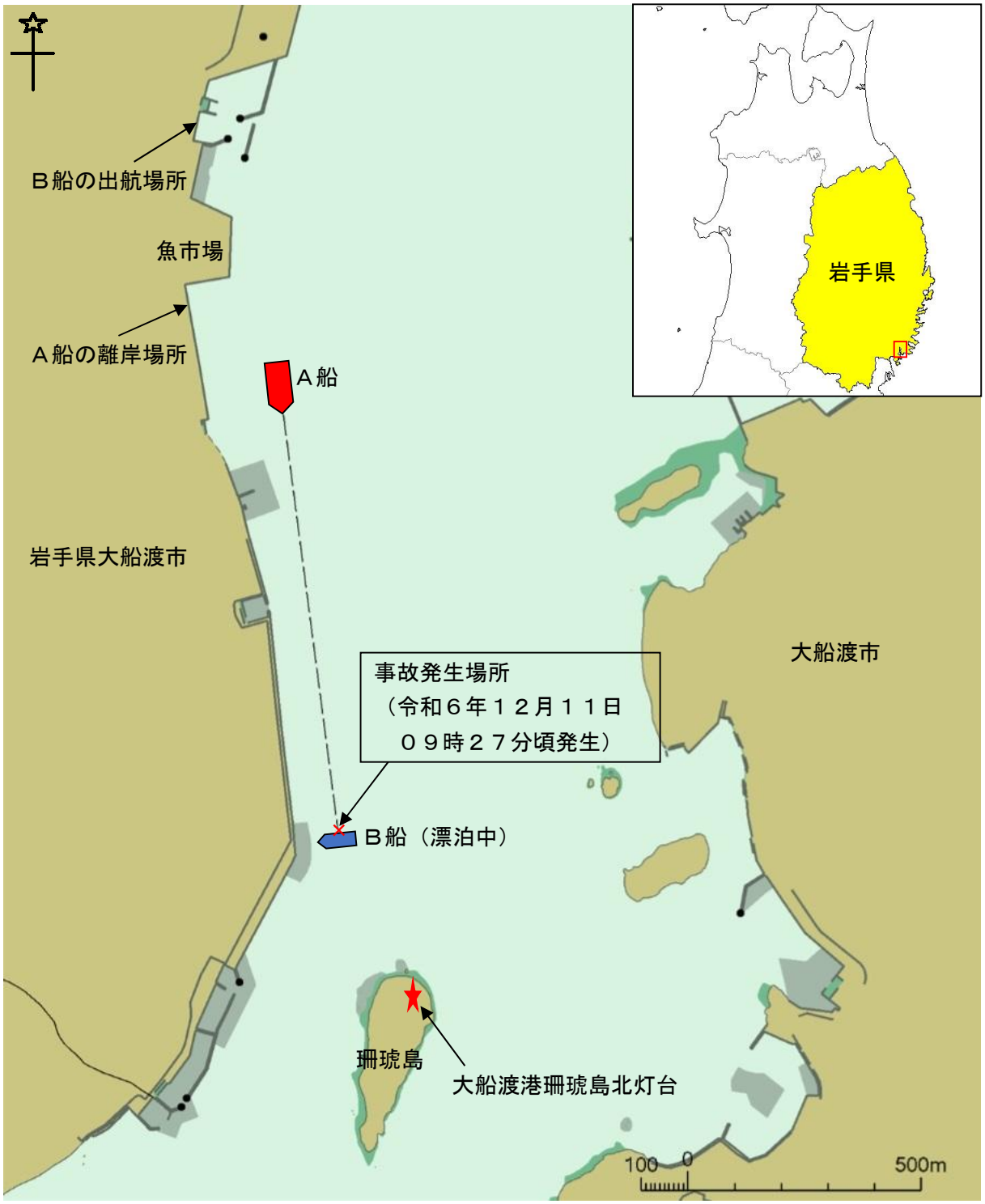

写真１　Ａ船の損傷状況
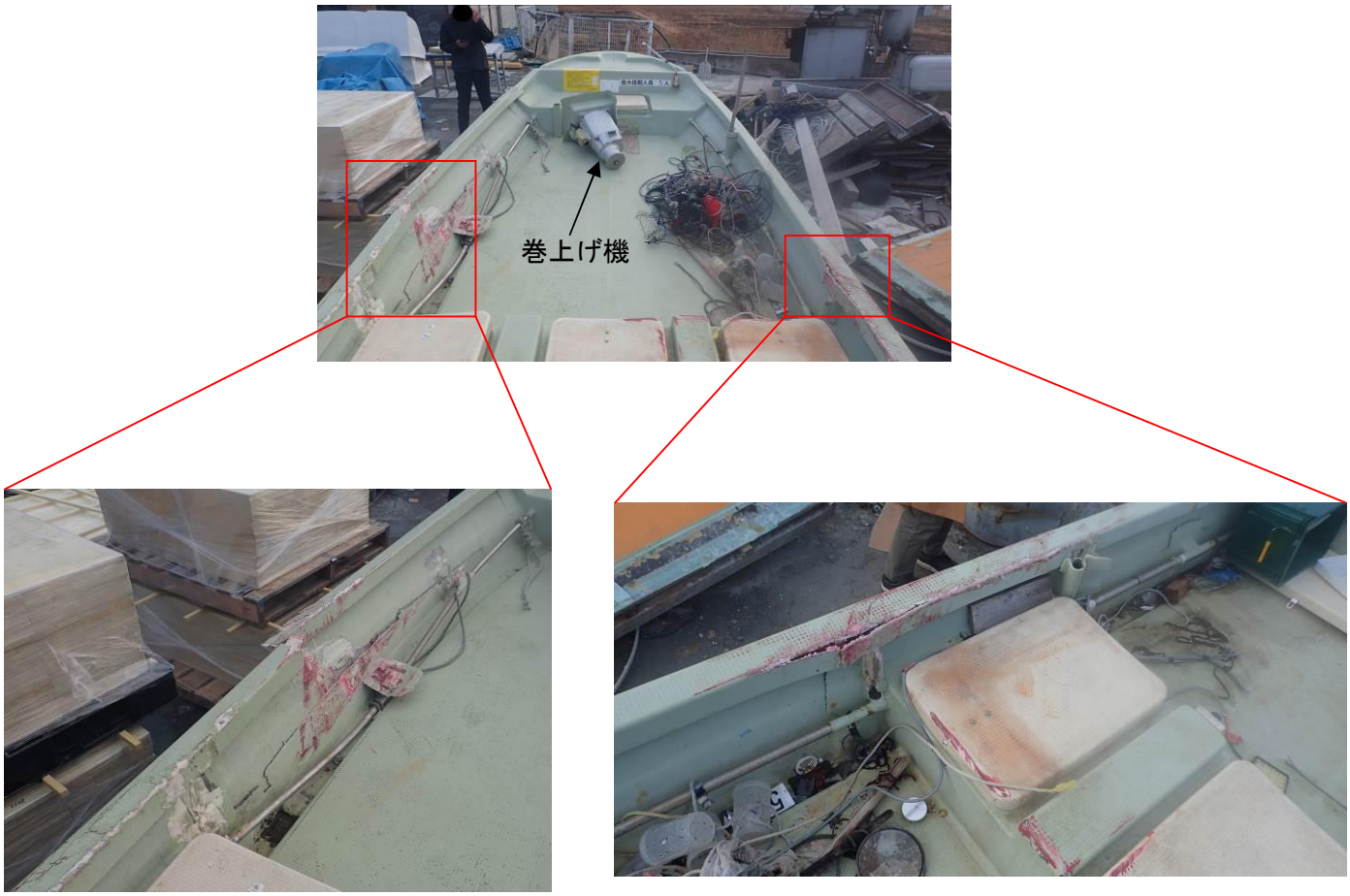
写真２　Ｂ船の損傷状況